

事例研究～中国ビジネス法務

工商年度検査の撤廃に伴う 共同年度検査への影響

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



中国国務院は2014年2月7日、『登録資本登記制度改革方案』を公布し、今後、企業工商年度検査制度の実施を取りやめ、「企業年度報告公示制度」に改めることを発表しました。また、国家工商総局は14年2月19日、同年3月1日より有限責任公司等の企業に対する工商年度検査を停止する旨公布を行い、その後、各地方の工商行政管理機関においても、国務院および工商総局の決定を徹底する旨公布されました。企業工商年度検査制度は「外商投資企業共同年度検査」（共同年度検査）の主要な一部であることから、この変化に伴い、在中日系企業にも大きな影響が及ぶものと思われます。

在中外資企業はこれまで、毎年3月1日から6月30日の間に、工商・商務・税務・外貨管理・統計・財政等の政府機関により実施される共同年度検査を受けなければなりません。共同年度検査は商務機関主導で行われ、具体的な業務は工商機関が担当していました。企業において、共同年度検査を受けることは非常に重要な法律上の義務であり、詳細な年度検査報告書のほか、会計監査報告書等の文書を提出する必要がありました。また、所定の期間内に共同年度検査を受けなければ行政罰の対象となり、罰金が課され、場合によっては営業許可証が取り上げられることもありました。

このたび、長年にわたって実施されてきた共同年度検査制度に大幅な変更が加えられることにより生じる影響として、以下の2点について解説いたします。

1. 今後の共同年度検査の実施について

工商年度検査は撤廃されるものの、商務・税務・外貨管理・統計・財政の政府機関においては、各機関の年度検査事項を取りやめる旨の決定は行っておりません。工商年度検査制度を撤廃したとしても、工商機関以外の政府機関がこれに拘束されるわけではないため、工商年度検査制度の撤廃に伴い、共同年度検査制度が取りやめられるわけではないと考えています。そのため、商務機関等のその他の政府機関においては、この問題への対応について、現在検討・協議を行っている可能性が高く、新たな共同年度検査体制が確定した後、速やかに正式な公布が行われるものと思われます。また、今年とは異なり、2月下旬になっても、共同年度検査を所管する各政府機関より今年度の共同年度検査に関する実施通知がされておりません。

2. 「企業年度報告公示制度」における取り扱い

工商年度検査は撤廃されますが、企業は依然として年度報告公示制度における義務を履行しなければならず、この義務の履行を怠った場合、「経営ブラックリスト」への掲載の対象となります。これは工商年度検査を怠った際に受ける行政罰ほど厳しくはありませんが、企業が経営を行っていく上で悪影響が及ぶものと思われます。

現時点で、工商総局は「企業年度報告公示制度」に関する具体的な実施細則や付属措置を公布しておりません。しかし、国家工商総局の張茅局長が13年11月7日に示した考えを参考にしますと、同制度においては、広東省の一部（深セン市など）で実施されている商事登記制度改革のパイロット地区における工商機関での取り扱い方が採用される可能性が高いと思われます。具体的には、登記事項・届け出事項・登録資本の払い込み状況を含む事項について、ウェブサイト上で年度報告の自己申告を行い、企業の経営状況をウェブサイト上に公表するという方法です。これは上場会社における年度報告書の公開に相当する取り扱いといえます。

上述の二つの問題に対して、現在のところ具体策は明確化されておらず、所管機関より具体的な実施細則が制定されるのを待たねばなりません。そのため、日系企業におかれましても、今後の新たな動向に注目する必要があるでしょう。

もっとも、今回の工商年度検査制度の撤廃は、営業許可証の交付を受けた企業のみを対象とするものであり、外国企業の中国常駐代表機構（駐在員事務所）には適用されません。駐在員事務所はこれまでと同様、『外国企業常駐代表機構登記管理条例』第6条に基づき、14年3月1日から同年6月30日までの間、工商機関において年度報告手続きを行うこととなります（この措置は北京市の場合であり、他の地方では扱いが異なる可能性があります）。